山火事の慘害！

毎年廣大な森林が燒けている。お互に注意して全省の綠化を計ちう。

山火事の原因には、「人爲」によるものと、落雷や火山爆發の樣に「自然」によるものとがあります。このうち本省の山火事の多くは人爲によるもので、その原因は山地の開墾や造林のために引火した火を完全に消さなかつた場合とか、狩獵の際の放火とか、タバコの火、など種々ありますが、要するに不注意と無責任による山火事が非常に多く、それによる毎年の損害は實に莫大なものです。

（墓參りのとき燒香燒金の火に氣をつけませう。）

この樣な不注意のない樣に、お互に愼むべき事は勿論ですが、その外にも火事の發生しやすい山地の環境を考慮しなければなりません。即ち人爲的な山火事と云つても、多くのばあい、氣候とか、造林地の地形、樹木の種類など火事の發生しやすい條件が加はつて居ります。それで、本文は、この樣な自然條件を如何にして避けるか、また山火事が發生した際の消防法とか、山火事に關する法律などを述べて參考にしたいと思ひます。

氣候と山火

さきに述べました樣に、山火事と云つても森林が發火しやすい自然條件になつていないと、それほど簡單には發生しないものです。そのうちでも、氣候が乾いていると云ふことが最も大きな原因です。本省について見ますと、中南部では一〇月から翌年の五月までは乾燥期で、この中十二月から三月までが最も乾燥期で、この中で居ります。從つて、この時期に於ける中南部の濕度は非常に低く、乾燥した北東の季節風が吹いて、天氣は毎日晴天で、山火の發生にはこれほど適した事はありません。

中南部の乾燥期

10月
11
12 ┐
1 ├ 最乾燥期
2 ├
3 ├
4 ┘
5

五月から九月にかけての四個月は、中南部では雨季に入るため山火事が少くなり、北部でも雨量が多いのが普通ですが、やはり注意を怠つてはなりません。

要するに雨量が少く、山地が乾いて居り、風が強い時には山火事が何時でも起るものと思つて、充分に警戒すべきです。

山火の起りやすい森林

森林の狀態、即ち造林の地形とか樹木の種類も山火事を起す大きな原因の一つであります。今までの經驗では、濶葉樹林（相思樹、ユーカリ、樟、ケヤキなど）は針葉樹林（ヒノキ、松、杉、拇など）よりも發火の危險が少く、天然林は人工林よりも發火し難いとされています。次に、森林地で山火事の發生しやすい順序を述べますと、先づ草生地が最も多く、次に「幼齡林」、最も少いのが「壯齡林」です。故に一般の「新造林地」が最も火災の危險が多いわけですから、これに對しては最も警戒を要します。

（日常の飯たきや、子供の火遊びで山火事になることがあります。）

引火の手續

この樣にチョットした不注意で、立派な森林が何甲歩も燒かれる事があります。これは實に惜しいことです。そこで、政府でも「森林法」とか「森林原野區引火取締規則」の中で、森林中に於ける引火を禁じております。但し、造林とか耕作、病害蟲の驅除の目的のために森林に引火するばあいには、警察機關の許可によつて行ふことができます。その方法は次の如くです。

（汽車の煙や火糞でも山火事を起すことがあります。）

引火の許可

森林、あるいはそれに鄰接した土地に引火する時には警察の許可を必要としますが、その申請書は左の如きです。但し、引火を行ふ土地が他人の所有であつたり、或はそれに鄰接する場所である時には、所有者の承諾書をも得ることが必要です。

臺灣省森林原野引火申請書

一、引火人姓名　年齡　職業　籍貫　住址
二、引火日期　年　月　日　日間
三、引火地點　縣　區　鄉　村　里　號
四、地目面積　甲　公頃
五、引火目的
六、防火設備
七、鄰近森林原野所有人或管理人姓名、住址
八、引火區域　流附略圖
中華民國　年　月　日　申請人

警察機關名種、儲類、柱類、木柵などを植えます。防火線と云ふのは、自然にできた森林の區劃線に沿つて、幅四〇メートルほどの空地帶を作ることで、この線内からは燃燒しやすいものを取除きます。或は、この線内に甘藷やパイナップルを植えても有效な防火線となります。なほ、防火線に生えた雜草は一年に數回除草するべきです。

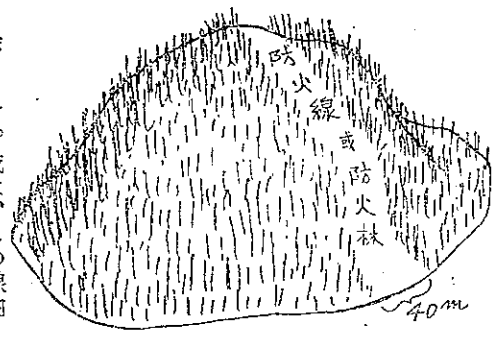

宣傳の强化

山火事を防止するためには、やはり山地に住む方に、山火の恐ろしさを知つてもらつて、その協力を求めることです。そのためには、山火事による個人、國家の損失はどれほど大きいか、タバコの火を何氣なく捨てた爲に數十萬圓の價値のある森林が一瞬にして燒かれてしまうこと等を强調して、セン傳に努めるべきです。また標語やポスターを作製したり、講演や映畫などによつて森林保護の觀念を養成しておくことも大切と思ひます。

森林が發火しやすい乾燥期に入つたら、幼齡林の樣に燃えやすい造林には看視人を出して巡視させます。そして山火を發見したら、あらゆる通信方法を利用して關係機關に一刻も早く通知し、消防隊、軍隊、團體、などの協力を得て消火に努めます。なほ消防隊はイザ火事となつても充分に活躍できるように、平時から訓練をしておくべきです。

消防器具

山火事の發生で困ることは、山地に於いては大量の消火用水を得ることが困難なために、都市用の消防器具が使へないことです。そこで、山地に於いては消防用具として次の樣なものを多數に備へてください。カマ、ノコギリ、ナタ（鉈）、土を掘りおこすクワ（鍬）、火を打ち消す火ハタキ、覆土用のシャベル、マッチ、水筒、懐中電燈、食料品など。

消防器具は特定の人をきめて保管させ、何時でも取り出せるようにしておきます。また民衆の協力を得るときには、カマ、ノコギリ、クワなどをケイ帶する樣にお願ひしておきます。（林產管理局林政組　張燕翼）

罰則

許可なくして引火したり、あるいは防火設備をそなへていなかつたり、隣接森林の所有者に通知しないで引火した時には、森林法第五十四條によつて、三百圓以下の罰金を課されます。また、上述の樣な不法な引火によつて他人の森林を燒いた場合には、當地の警察や林業管理所の協力を得て消火に努めます。

防火林と防火線の設置

山火事を防止するには何よりも豫防が大切ですが、それには森林の要所〳〵に防火林とか防火線を設置しておけば、一タン火事となつても火を止めて、幾らかでも損害を防げます。防火林や防火線は、ふつうにそつて設置しますが、防火林として難い濶葉樹、柿、山茶花、椿、相思樹、ユーカリ、樟、ケヤキなどを植えます。

引火に守るべき事

引火を行ふ二日前までに防火設備を完成して、警察と林業管理機關の檢査をうけます。同時に隣接森林の所有人あるいは管理人に通知してから引火を行ひますが、それには日中で風の無い日を選んで行ひます。また、看視人に引火許可證を持たせることを忘れてはなりません。看視人は引火を始めたら火の消えるまでは、その場を絶對に離れてはならず、もしも附近の森林地まで延燒した場合には、當地の警察や林業管理所の協力を得て消火に努めます。

テラマイシンの合成ミルク—テララツク

テラマイシンの發明者で、米國のファイザー生化研究所長ケイン博士は、テララツク（豚乳の成分とよく似た乳）に、テラマイシンを十萬分の一混入した液體飼料）の養豚效果を次の樣に發表しております。子豚は生後百五日で普通三八・六二五公斤になりますが、テララツクで飼つたものは五〇・六二五公斤になつて、三割程生長を促進しております。テララツクの養豚に於ける利點は次の通りです。

① 子豚の離乳は普通八週間ですが、テララツクがあれば、四八時間で離乳してよい。

② 子豚の死亡率が五%以下に減少します。

③ 母豚の乳量に關係なく子豚を全部、十五頭でも二十頭でも、完全に育てることが出來ます。

④ 授乳する必要がないため、母豚の受精回數を增加することが出來ます。

尙テララツクと母乳の成分を比較すると、固形分一六・六%（母乳一七・五%）、タンパク質五・〇（母乳五・六）、脂肪五・〇（母乳五・六）、灰分〇・八（母乳〇・九五）、糖分五、六（母乳三、三五）で、その他十二種以上のビタミン類が含まれております。

年六回の茶摘み

靜岡縣立茶業指導所では、一カ年に六回も茶摘みの出來る新品種を發見し、しかも品質も上等で、それから精製したお茶が、名茶「玉露」をしのぐ優良なものが出來たので、茶の檢査員をビックリさせたと云ふことです。この品種はアツサム系雜種一三一號と云ふ極早生種で、昨年の茶摘みは一番茶四月十五日、二番茶六月廿五日、三番茶八月五日、四番茶九月十五日、五番茶十月廿五日、六番茶を十一月卅日に合計六回摘んでゐます。この品種の苗木は育成が樂で、發育力も盛んなので、同指導所は今年度に十五萬本の苗木を育てることに決めたさうです。同種の發見で、今後の茶業經營に大きな變革が起るものと期待されてゐます。

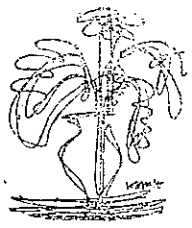

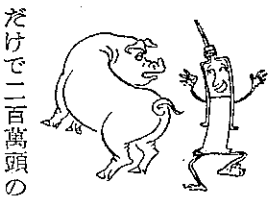

臺灣で最も被害の大きい家畜病は豚コレラと云へませう。現在この小さな島だけで二百萬頭の豚が密集していますから、豚コレラの如く傳染力の强い病氣は何時でも容易にマン延するわけです。そこで、約二年前に、農復會と農林廳の計劃で、全省的に豚コレラに對する豫防注射の工作が始められていますが、完全にこの計劃を遂行して豚コレラを島内から無くすためには、やはり個々の養豚者がこの病氣に對する正確な知識を持つている事が大切と思ひます。

縣ごとに豚コレラに對する豫防注射が各地に於いて行はれ、豚コレラは減少したものの、それでも完全に撲滅されたとは云へず、地區的に再發生することが良くあります。その主な原因には二つあります。第一に、全省の豚を離乳期の時に預防注射できない事と、第二にお互に豚舍の間を往來する人が多い事です。これをもう少し詳しく說明しますと、健康な母豚から生れた子豚が乳を吸つている間は傳染病に對する抵抗が强いものですが、離乳された後は、また感染しやすくなります。そのために、離乳後二週間内には豫防注射をしなければなりませんが、その理由はその時期に、子豚が母豚から受けた免疫性が無效になるからです。もちろん、例外があつて、時には乳を吸つている時期にも注射する必要がありますが、その時には離乳後にもう一度注射するべきです。南部に最近發生した豚コレラの慘害は、この點に不注意であつた爲と思ひます。

第二に農民の方に守つて頂きたいことは、單に好奇心で用もないのに、近所の病豚を見に行かないことです。これは豚コレラの病菌を持つて歸つて、大切な自分の豚に傳へる樣なものですから、友達の間でも豚がコレラになつたらお互に訪問する事を止めませう。

豚コレラの預防良藥としては本省に結晶紫色ワクチンがありますが、この藥の有効期間は六個月ないし八個月ですからその度に新しく注射し直します。殊に種豚などは六個月に一度、この注射をするべきです。

最後に豚コレラの豫防として、次の事をもう一度繰り返へして述べませう。

一、子豚は離乳後に必ず豫防注射をせよ。

二、近所の病豚を見に行くな。

三、種豚は六個月に一度豫防注射すること。

豚コレラ

① 子豚は離乳後すぐに注射をすること。

② 近所の病豚を見に行かないこと。